

① 件名
石巻市下水道事業等受益者負担金の減免拡充について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災により被災した市民への支援策として、防災集団移転促進事業7地区と被災市街地復興土地地区画整理事業で造成された新市街地（新蛇田、新蛇田南、新渡波、新渡波西、あけぼの北）5地区の防災集団移転対象者及び都市計画事業等に係る移転者について、下水道事業受益者負担金を減免しているところである。 準工業地帯に指定されている上釜南部・下釜南部地区は、東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域に指定されており、可住地区と比べ厳しい土地利用の制限がかかっている。</p> <p>【目的】 災害危険区域における被災市街地復興土地地区画整理事業地の所有者に対し、事業の円滑な推進と事業地の土地利用促進を図るため、下水道事業受益者負担金を減免するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号） 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号） 石巻市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例（平成17年4月1日条例第268号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成26年 5月 防災集団移転促進事業地における下水道事業等受益者負担金及び分担金の減免 平成29年 1月 都市計画道路整備事業等に係る移転者の下水道事業等受益者負担金の減免 7月 上釜南部・下釜南部地区に係る下水道受益者負担金の庁内関係部協議</p>
⑤ 主な内容
<p>上釜南部・下釜南部復興土地地区画整理事業地における下水道事業の受益者負担金を全額減免する。</p> <p>【拡充する免除対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上釜南部地区及び下釜南部地区被災市街地復興土地地区画整理事業地内の用地所有者（個人・法人） <p>【現在の免除対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転促進事業7地区及び新市街地5地区への移転者 ・都市計画道路整備事業等に係る移転者

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 事業地における土地利用が促進され、事業の円滑な推進に資する。</p> <p>【市財政への負担】 ○減免想定額 169,787千円（上釜南部105,755千円、下釜南部64,032千円） ・区画整理事業地所有者（個人）に係る減免額 約 56,390千円（約84件） ・区画整理事業地所有者（法人）に係る減免額 約113,397千円（約37件） ※換地面積が確定しないため現状所有者等からの試算額（面積割合：上釜62%、下釜38%）</p> <p>○下水道事業特別会計に対する財源措置 ・受益者負担金相当額 169,787千円（歳入）一般会計繰入金として予算措置 ・財源内訳（地方債）概算償還額 1～5年目 1,043～1,360千円／年 6～40年目 5,560千円／年 ※毎年の下水道事業一般会計繰出金に追加して支出</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>【近隣市町村の施策】 東松島市：移転者に対する賦課はせず、市又は事業者に対して賦課し、減免はしていない。 気仙沼市：防集造成地は賦課しており、減免はしていない。 復興土地区画整理事業地は供用開始区域内であり、既に賦課済。 女川町：震災前から受益者負担金を賦課していない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成29年9月 災害危険区域の被災市街地復興土地区画整理事業用地等における下水道事業等 受益者負担金及び分担金の取扱いを減免とする。 10月 用地所有者へ周知</p>
<p>⑨ その他</p>